

平成19年度の決算をお知らせします

9月3日（水）から12日（金）まで開かれた平成20年度第6回揖斐川町議会定例会で、平成19年度一般会計、特別会計および企業会計の決算が原案の通り認定されました。

平成19年度決算について皆さんにお知らせします。

平成19年度会計別決算の内訳

内 訳	歳入決算額	歳出決算額	差引残額
決 算 総 額	282億7,433万5,389円	275億8,430万4,944円	6億9,003万0,445円
一 般 会 計	162億6,137万1,853円	157億6,291万5,887円	4億9,845万5,966円
特 別 会 計	120億1,296万3,536円	118億2,138万9,057円	1億9,157万4,479円
国民健康保険特別会計	26億1,483万0,265円	25億2,091万5,589円	9,391万4,676円
国民健康保険直診勘定特別会計	1億4,400万4,075円	1億3,293万0,048円	1,107万4,027円
老人保健医療特別会計	25億2,651万0,831円	25億2,651万0,831円	0円
谷汲中央診療所特別会計	8,203万8,668円	7,184万2,155円	1,019万6,513円
大和簡易水道特別会計	5,570万5,143円	5,098万0,987円	472万4,156円
脛永簡易水道特別会計	2,127万0,789円	1,806万6,011円	320万4,778円
市場簡易水道特別会計	1,093万7,674円	837万6,980円	256万0,694円
谷汲簡易水道特別会計	7,212万8,557円	7,211万2,286円	1万6,271円
北部簡易水道特別会計	2億0,829万7,111円	2億0,819万9,923円	9万7,188円
北方財産区特別会計	1,731万2,826円	1,453万9,130円	277万3,696円
大和財産区特別会計	740万1,842円	646万7,659円	93万4,183円
谷汲財産区特別会計	892万9,028円	476万6,147円	416万2,881円
長瀬財産区特別会計	181万1,566円	125万6,200円	55万5,366円
横蔵財産区特別会計	427万0,269円	48万1,388円	378万8,881円
農業集落排水事業特別会計	21億9,553万2,051円	21億7,924万6,008円	1,628万6,043円
公共下水道事業特別会計	3億7,619万8,476円	3億6,034万3,907円	1,585万4,569円
杉原地域土地取得等特別会計	2,265万8,614円	283万5,000円	1,982万3,614円
個別排水事業特別会計	1億3,430万7,230円	1億3,270万3,552円	160万3,678円
徳山ダム上流域公有地化特別会計	34億0,038万2,384円	34億0,037万9,119円	3,265円
いび川温泉特別会計	1億0,843万6,137円	1億0,843万6,137円	0円

企業会計

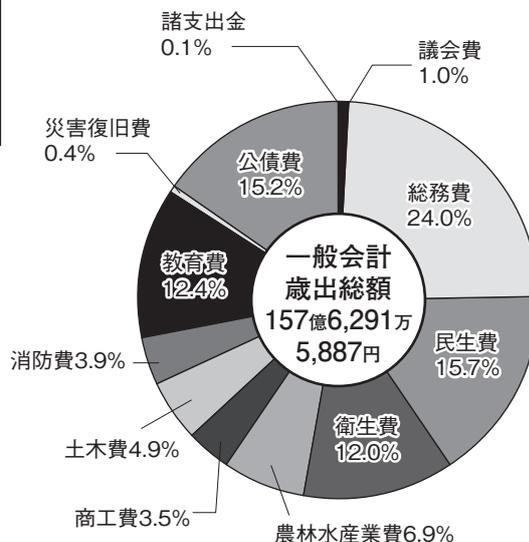
内 訳	歳入決算額	歳出決算額
上水道事業会計（収益的）	1億7,101万4,402円	1億6,421万6,507円
上水道事業会計（資本的）	1億3,965万0,799円	1億5,161万4,562円

平成19年度の主な事業

緑地公園整備事業	1億3,003万2,000円
放送通信ネットワーク整備事業	4億0,855万4,486円
久瀬診療所改築事業	1億7,488万7,363円
揖斐小学校建設事業	6億7,896万0,050円

一般会計歳出

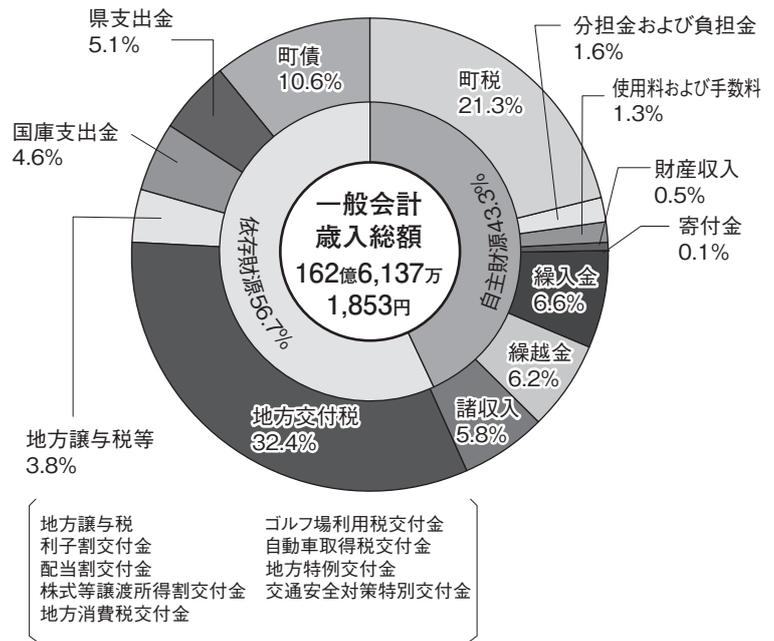
内 訳	歳出額
議会費 議会の運営に	1億5,107万9,641円
総務費 一般的な事務に	37億8,334万4,197円
民生費 福祉の充実に	24億8,774万9,580円
衛生費 健康づくりや清掃に	18億9,283万7,353円
農林水産業費 農林などの振興に	10億8,126万6,593円
商工費 商工業や観光の振興に	5億5,161万0,618円
土木費 道路や河川の整備に	7億7,852万7,499円
消防費 消防や防災に	6億1,776万4,736円
教育費 生涯教育や学校教育に	19億5,682万8,074円
災害復旧費	5,691万1,133円
公債費 借入金の返済に	23億9,245万6,463円
諸支出金	1,254万0,000円
一般会計歳出総額	157億6,291万5,887円



※グラフ中の割合については少数第2位で四捨五入していますので、合計が合わない場合があります。

一般会計歳入

内 訳		歳入額
自主財源	町 税	34 億 7,059 万 0,168 円
	分担金および負担金	2 億 6,174 万 5,695 円
	繰 越 金	10 億 0,132 万 5,973 円
	繰 入 金	10 億 6,942 万 3,325 円
	諸 収 入	9 億 4,962 万 3,531 円
	使用料および手数料	2 億 0,465 万 5,406 円
	財 産 収 入	7,365 万 0,192 円
	寄 付 金	1,342 万 7,645 円
依存財源	地方交付税	52 億 7,669 万 9,000 円
	国庫支出金	7 億 4,929 万 8,291 円
	県 支 出 金	8 億 3,684 万 2,652 円
	地方譲与税	1 億 9,479 万 0,000 円
	地方消費税交付金	2 億 3,544 万 7,000 円
	地方特例交付金	2,196 万 3,000 円
	利子割交付金	1,474 万 5,000 円
	配当割交付金	1,295 万 9,000 円
	株式等譲渡所得割交付金	825 万 4,000 円
	自動車取得税交付金	1 億 0,443 万 1,000 円
	町 債	17 億 2,900 万 0,000 円
	ゴルフ場利用税交付金	2,896 万 8,975 円
	交通安全対策特別交付金	353 万 2,000 円
	一般会計歳入総額	162 億 6,137 万 1,853 円



※グラフ中の割合については少数第2位で四捨五入していますので、合計が合わない場合があります。

健全化判断比率等の公表について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。これにより各地方公共団体は実質赤字比率など法律で定められた財政指標を、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、住民の皆さんに公表することとされました。そこで、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率をお知らせします。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.44)	— (18.44)	13.4 (25.0)	24.9 (350.0)

※下段 () 内は各比率の早期健全化基準

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は 黒字のため「—」で表示しています。

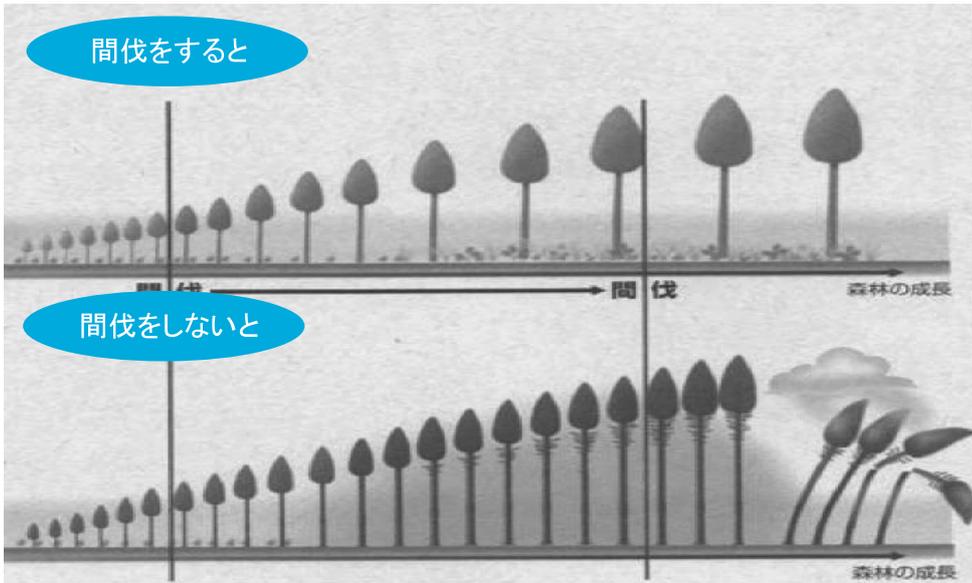
特別会計の名称	資金不足比率	資金不足比率
上水道事業会計	—	20.00%
大和簡易水道特別会計	—	
脛永簡易水道特別会計	—	
市場簡易水道特別会計	—	
谷汲簡易水道特別会計	—	
北部簡易水道特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
個別排水事業特別会計	—	
いび川温泉特別会計	—	

※どの特別会計も資金不足額がない(黒字)ため「—」で表示しています。

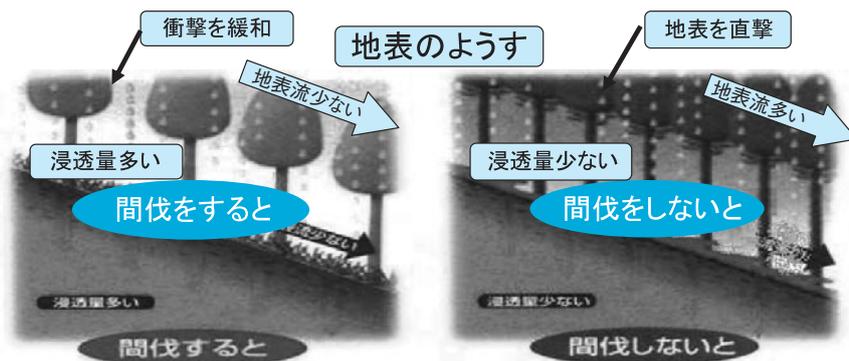
○間伐により健全な森林づくりを！！

間伐をすると、林内に光が入り、下草等が生え、生物多様性が豊かな森林になるとともに、木も幹が太く枝葉がしっかりとし、健全な木・森林になります。

間伐をすると、幹が太く枝葉がしっかりとした健全な木・森林になります。間伐しないと、風雪害を受けやすく、脆弱なモヤシのような森林になってしまいます。



間伐をすると、林内に光が入り、下草が生え、生物多様性が豊かな森林になります。間伐しないと、林内が暗くなり、地表がむき出しになり、雨水とともに土が流れ、土砂災害の原因になります。



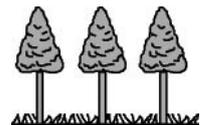
間伐にかかる負担金は、今は少なくなってきました。

(例えば、森林組合へ委託等した場合) 平成19年度の1ha当たり(平均)
 ・木材搬出なしの場合 国営保険料(約4,000円)分のみ負担
 ・木材搬出可能な場合 補助金と木材代金で、経費を清算し、多少お返しできるかもしれません。

揖斐川森林だより

「これからの森林づくりのために」
 〔第十二回〕間伐により健全な森林づくりを

(揖斐川町森林づくり推進会議事務局)



造林補助金を活用して間伐を！

間伐など、森林を育てるためには、様々な手入れが必要であり経費も掛かります。是非、造林補助金を活用した森林づくりを行いましょう。なお、補助金には、限りがありますので、事前に、役場または揖斐郡森林組合へ相談してください。また、役場や森林組合からの間伐実施の提案にも是非ご協力をお願いします。

【お問合せ先】 森林林業について、また、補助制度の採択要件や間伐のご相談等、お気軽にお問い合わせください。
 揖斐川町農林振興課(TEL 22-2111)・揖斐郡森林組合(TEL 22-6511)・揖斐農林事務所林業課(TEL 23-1111)

後期高齢者医療（長寿）
医療制度のお知らせ

★国において、後期高齢者医療制度の見直しが行われましたのでお知らせします。

平成 20 年度の主な変更点

- ①保険料の均等割が 7 割軽減の方
→ 8.5 割軽減に拡大されました。
- ②基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の方
→ 所得割額が一律 5 割軽減となりました。
- ③年金からお支払いいただく方のうち一定の要件を満たす方
→ 保険料の口座振替が可能になりました。

①と②の対象となる方は、8 月に保険料の変更通知をさせていただきました。保険料が納めすぎとなる方には、9 月より返還するお知らせを送付しています。

③ 保険料の納め方について

保険料の納付方法は、年金からの引き落とし（特別徴収）と納付書や口座振替で納める方法（普通徴収）があります。

今回の見直しにより、年金からの引き落としから、口座振替による納付方法に変更することができるようになりましたので、ご希望の方はご相談願います。

ただし、一定額以上の年金をもらっている方は変更できない場合がありますので詳しくはお問い合わせください。

保険料の社会保険控除について

生計を一にする配偶者、その他のご親族（息子さん等）が保険料をお支払いになられた場合は、所得税及び町県民税の社会保険料控除が受けられます。

後期高齢者医療制度について、個別相談を実施しています。

● 保険料の内容や納付方法について、個別に相談を行っています。また、郵便で送付された通知がわからない場合は、お気軽にお問い合わせください。

住民票・戸籍の窓口での「本人確認」

住民票・戸籍の個人情報保護のため、本年五月一日から次のようなルールとなる法律が定められました。

- 一 住民票等（住民票の写し・戸籍証明書）を請求する場合は、交付請求の際の正当な理由の明示と本人確認

1 正当な理由の明示

住民票に記載されている方が、自分又は自分と同一世帯に属する方の住民票の写し（戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系の親族の方が戸籍証明書）を請求する場合は、交付請求書に請求する理由の記載は不要です。前記以外の方については、自分の権利を行使したり、自分の義務を果たしたりするために住民票等の内容を確認する必要があること、国又は地方公共団体の機関に提出する必要があることなどの正当な理由を、請求書に詳しく書くことが必要となります。

2 「本人確認」を行います。

窓口に来られた方について、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの写真付きの本人確認書類の提示により、確認を行います。確認書類の例は先月（10月）号を参照してください。

二 転出、転入等の住民異動届出及び養子縁組、協議離婚、婚姻、協議離婚、認知の戸籍の届出の際も窓口に来られた方の本人確認を行います。

未登記家屋の取り壊し、所有権移転について

○ 家屋などを取り壊したときは

家屋や土地および償却資産に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。

未登記家屋の一部または全部を取り壊した場合、「家屋の滅失届出書」を提出してください。申請書類は役場税務課および振興事務所にあります。

○ 未登記家屋を名義変更するときは

未登記家屋の名義を変更するときや未登記家屋の名義人が死亡したとき、また、売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合には「名義人変更申告書」を提出してください。変更届の用紙は役場税務課および振興事務所にあります。

ただし、登記がある家屋で、すでに法務局で滅失登記や所有権移転登記が済んでいる場合には、届け出をする必要はありません。

● 家屋評価にご協力を

新築または増築された家屋については家屋評価を行うため役場税務課および振興事務所職員が評価に伺います。

この評価は、固定資産税の基となる評価額を算出するために行うものです。

評価に伺う際には、事前に連絡を取らせていただきますのでご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場住民課

TEL 22・2111

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場住民課

TEL 22・2111（内線210）

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場税務課

TEL 22・2111

木造住宅の耐震診断を 支援しています

町では、地震に強い安全なまちづくりを目指して、木造住宅の耐震対策を支援するため、今年度より耐震診断事業について、国、県、町で全額負担します。

○木造住宅耐震診断助成事業

木造住宅の倒壊率は古い住宅ほど高く、老朽化や耐力壁の少なさ、または、配置バランスのわるさが倒壊の要因であるといわれています。「耐震診断」は建物がつく構造状態を評価し、耐震性能を判定することです。

1 対象となる住宅

次の住宅が補助の対象になります。

- ① 一戸建て、長屋および共同住宅（昭和56年5月以前に建築された住宅）
- ② 共同住宅の場合は、延べ面積の半分以上が住宅として使用されているもの

2 申請者の負担額 無料

3 受付棟数 13棟

4 申込期間

11月4日（火）～28日（金）

※申込者多数の場合は抽選となります。

●この事業については、町ホームページ内の、産業建設部建設課のまちづくり係にパンフレットや申請用紙を掲載しています。

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場建設課

TEL 22・2111（内線314）

浄水槽の廃止撤去における 届出と最終清掃について

浄化槽は、毎年必ず保守点検を行うよう義務づけられています。使用しなくなった場合や撤去される場合は、廃止届けを提出してください。

また、浄化槽の汚泥は一般廃棄物として取り扱われますので、そのまま廃棄または放置すると5年以下の懲役若しくは、1千万円以下の罰金に処され、またはこれを併科されます。

町が指定する清掃業者により最終清掃を実施してください。

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場生活環境課

TEL 22・2111

水道に関するお知らせ

■漏水について

次ように宅内漏水が発生している場合は、「揖斐川町指定給水装置工事業業者」に修理をご依頼ください。

揖斐川町指定給水装置工事業業者は、役場水道課または各振興事務所基盤整備課にお問い合わせください。

- ① メーター検針時に水道使用量が前回検針時より極端に増加し、宅内漏水の疑いがある場合
- ② 配管してある壁の内側や蛇口付近からシューと異音が聞こえてくる場合

③ 蛇口を全部しめ、メーター器の文字盤にある銀色のパイロットが少しでも回っている場合



③ 蛇口を全部しめ、メーター器の文字盤にある銀色のパイロットが少しでも回っている場合

パイロット

メーター器から宅地側で漏水した水の料金はお客様の負担となります。時々漏水していないか調べることをお勧めします。

■水道メーター検針について

水道メーターの検針は、2か月に一度行います。

検針を円滑に行うため、次のことをお願いします。

- ① メーターボックス付近に、物を置かないでください。
- ② 犬などは、なるべくメーターボックスから離してください。
- ③ メーターボックス内の清掃をしてください。（宅内の漏水を早期発見するためにも定期的に確認してください。）

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場水道課

TEL 22・2111（内線321）

レジ袋有料化のお知らせ

揖斐川町に隣接する本巢市内の多くのスーパーマーケットやドラッグストアでは、地球温暖化防止とごみ減量化を目的に、11月1日からレジ袋有料化が始まります。対象店舗ではレジ袋の無償配布が中止されますので、お買い物の際にはマイバッグやマイバスケット等を持参されますようお願いいたします。



【有料化店舗名】

- スーパー三心 北方店
- パロー モレラ店
- J A ぎふ糸貫農産物販売所
- フードセンタートミダヤ 真正店
- J A ぎふ真正フレッシュセンター
- フードセンタートミダヤ 本巢店
- ドラックユタカ 真正店
- 道の駅「うずみ桜の里ねお」
- ドラックユタカ 本巢店
- 道の駅「織部の里もとす」
- パロー 本巢文殊店

（9月1日現在11店舗）

【お問い合わせ先】 本巢市市民環境部

生活環境課
TEL 058・323・7751

**第20回
谷汲もみじまつり開催!**

今年で第20回を数える谷汲もみじ祭りが次の通り開催されます。

当日は岐阜県重要無形民俗文化財に指定されています「谷汲踊」の披露や各種ミニイベント、町内農産物・日間賀島・那智勝浦町の海産物等の販売も行われます。

■日時 11月9日(日) 9時～16時

■場所 町宮谷汲門前駐車場

■駐車場 揖斐川町営駐車場(同日開催のいびがわマラソンとの会場を結ぶシャトルバス(無料)が運行されます。)

【お問い合わせ先】 揖斐川町観光プラザ
TEL 55・2020

**秋の城台山公園と町並み
ウォーキング開催!!**

11月1日(土)に城台山公園と町並みをお楽しみいただけるウォーキングが開催されます。

■日時 11月1日(土)

スタート 9時～11時

ゴール 15時まで

■場所 揖斐川町役場(スタート・ゴール)

■参加料 無料

■駐車場 揖斐川町役場駐車場をご利用ください(無料)

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場商工観光課
TEL 22・2111

**ふれあいスポーツ行事
バドミントン初心者入門教室**

ありがとう!小宮神100年!

「スポーツ系の趣味を、一つ持ちたいなナ(増やしたいナ)」という方、「最近、ちよつと運動不足かナ」なんて思ったりしてみえる方、私たちと一緒にバドミントンをやりませんか?楽しいですよ!

■開催日時 11月16日(日)、23日(日) 13時～16時

■場所 いびがわアリーナ(揖斐川健康広場内)

■対象者 揖斐川町内にお住まいまたはお勤めの方で(原則)バドミントン初心者の方

■内容 基礎的な練習をして、ルールを覚えて、楽しくゲーム!

■参加費 1回300円

■持ち物 運動のできる服装と室内用シューズ(ラケットは持参できる方をお願いします。なくてもOK。)

■申し込み期限 11月10日(月)

【お問い合わせ先】 西平土木管理所
TEL 54・2300



「財務行政懇話会」開催!

東海財務局岐阜財務事務所では、地域社会と財務省及び金融庁を結ぶ広報活動の一環として岐阜県内の各地へ向き、講演会の開催にあわせ皆さんから財政・金融政策に関する貴重な意見・ご要望をお伺いしています。

どなたでも応募できますので、是非この機会にご参加ください。

■日時 11月20日(木)

13時30分～15時(受付13時)

■場所 揖斐川町役場 3階 集会室

■演題 「我が国財政の現状と課題」

■講師 岐阜財務事務所長原田保氏

■参加費 無料

■申込期限 11月17日(月)

【お問い合わせ先】 岐阜財務事務所総務課
TEL 058・247・4111

**「手をつなぐ親の会」
特別講演会のお知らせ**

「揖斐川町手をつなぐ親の会」が主催して、「知的障がいを理解する」私たちを知ってください」と題して、特別講演会を開催します。

来春4月、本町に特別支援学校が開校されることにあわせ、住民の皆さんに、ご理解とご協力をいただけたら幸いです。

お誘い合わせて、ぜひお越しください。質問は事前に受付しています。

■講師 岐阜大学准教授 高岡健氏

精神科医。日本児童青年精神医学会評議員。雑誌「精神医療」編集委員をつとめる。

■日時 12月9日(火)

13時30分～15時30分

■会場 揖斐川町役場 3階 集会室

■入場 無料

■主催 揖斐川町手をつなぐ親の会

【お問い合わせ先】 揖斐川町手をつなぐ親の会 会長 牧村 光子

TEL 22・5067

**健康づくり揖斐地域友の会
第4回研修会開催のお知らせ**

■日時 12月2日(火)

13時30分～15時

■場所 池田町福祉センター

■内容 「笑って健康づくり」
楽しく犯罪被害防止対策を知ろう

■講師 地域安全活動アドバイザー 金森 一 先生

【お問い合わせ先】 西濃保健所揖斐センター
TEL 32・1530

**ゆ〜みんぐ14周年
記念イベント開催!**

今年もゆ〜みんぐの誕生際は盛りだくさん。

■期間 11月6日(木)～8日(土)

■内容 水泳用品をメインとした大バーゲンを開催するほか、11月7日(金)、8日(土)には、通常のアクアビクスのほかに、メタボ解消やシェイアップといった目的の水中華ロビクスの講習会も開きます。目的に合わせた講習会にぜひお誘い合わせの上、おいでください。

※11月8日(土)は、ご利用者先着40名様(ゆ〜みんぐ・オリジナル・タオルを差し上げます。

【お問い合わせ先】

屋内温水プールゆ〜みんぐ
TEL 32・4682

平成20年10月、政管健保は「協会けんぽ」に変わりました

○中小事業などで働く従業員や、その家族の皆様が加入する健康保険(政府管掌健康保険)は、現在、国(社会保険庁)で運営していますが、平成20年10月1日に、新に全国健康保険協会が設立され、協会が運営を行います。

【協会設立で変わります】

1 組織や職員が変わります

協会は、非公務員型の法人として設

立される保険者であり、職員は公務員ではなく民間職員です。

協会の理事長や各都道府県の支部長はすべて民間出身者を登用するなど、民間からの採用を進め、民間のノウハウを積極的に採り入れていきます。

2 サービスが変わります

民間のノウハウやIT・システムを活用し、被保険者や事業主の皆様の視点からサービスの向上を図っていきます。

3 地域により密着した運営に変わります

都道府県ごとに支部を設け、地域の身近な保険者として地域の被保険者や事業主の皆様のご意見に基づき、生活習慣病の予防など地域の実情に応じた事業を展開していきます。

4 仕事の仕方が変わります

民間の法人として職員の意識改革を図り、能力と実績に基づく人事制度の徹底を図るとともに、業務改革を進め、運営の効率化を図っていきます。

【協会設立でも変わりません】

医療機関で受診した場合の自己負担割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の金額や要件など、健康保険の給付の内容は協会設立後もこれまでと変わりません。

また、被保険者証については、平成20年10月以降、順次新たな被保険者証への切り替えが行われます。切り替えが完了するまでは、現在お持ちの被保険者証は引き続き医療機関などで使用できます。

【お問い合わせ先】

全国健康保険協会岐阜支部

岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル14階

(JR岐阜駅より西へ徒歩5分)

(橋本町2丁目バス停下車すぐ)

TEL 058・255・5155 (代表)

**シニア労働力活用事業
(マッチング事業・ワークショップ事業)を
ご存知ですか?**

概ね60歳以上皆さんの取扱は、全て無料です。

マッチング事業

① 豊富な経験、多彩な知識、能力、高い技術、技能、専門的なスキルをお持ちで積極的に雇用・就業を希望される方の登録をお待ちいたします。

② 専門的な支援を必要とする企業、団体、個人等から雇用・就業等の希望登録をお待ちします。

※ 登録された会員と企業・団体・個人等の登録ニーズに応じ、コーディネーターがマッチングのお手伝いを致します。相談も歓迎

ワークショップ事業

① 概ね60歳以上で方向性が確定されていない方に対し、情報提供やワークショップなどにより雇用、就業、NPQ、ボランティア団体、シルバー人材センター等とネットワークを構築し、就業体験及び各種情報提供、相談を行います。

ご連絡をお待ち致しています。

【お問い合わせ先】(社)岐阜県シルバー人材センター連合会
TEL 058・249・0228

**全国一斉「女性の権利ホットライン」
強化週間実施について**

夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性をめぐる人権相談に県内の女性人権擁護委員が電話で相談に応じます。

相談は無料で、秘密は厳守しますので、どなたでもお気軽にご利用ください。

■相談日 11月17日(月)～23日(日)

8時30分～19時
ただし、土曜日・日曜日は10時～17時

なお、強化週間以外の日でも、平日8時30分～17時15分まで相談に応じています。

■相談電話番号

TEL 0570・070・810

(女性の権利ホットライン)

【お問い合わせ先】

岐阜地方務局人権擁護課

TEL 058・245・3181

**西濃地域エコライフ推進
プロジェクトの実施について**

ポイントを集めて花の苗や環境グッズなどを手に入れよう！

協力店舗でレジ袋や紙袋、トレイなどを断ったり、ボランティア活動に参加、飲食店にマイ箸を持参するなどを行うとポイントがもらえます。

◎ポイントによる交換

100ポイントで、植樹か苗木や花の種、環境グッズ（天然せっけんなど）の交換できます。

【お問い合わせ先】 西濃環境NPOネットワーク・西濃地域エコライフ推進プロジェクト実行委員会事務局
Tel 22・1732

**11月25日から12月1日は
「犯罪被害者週間」です**

犯罪被害者やその家族、遺族の方々が再び平穏に暮らせるようになるためには、私たち一人ひとりの理解と支援が大切です。

「乗り越える 勇気をくれる みんなの支援」

**(社) 揖斐川シルバー人材
センターからのお知らせ**



高齢者の雇用・就業を目的としたシニアワーク剪定講習会を実施しました。こうした講習を毎年行い、会員の技術向上や一般の方の就業の促進を行っています。

また、センターでは350名の会員がそれぞれの特技を生かし、剪定・除草などをお受けしています。お気軽に事務局までご連絡ください。

【月例登録会のご案内】

町内にお住まいの健康で働く意欲のある60歳以上の方であれば、どなたでも入会できます。（年会費として2千円が必要です。）健康と生きがいの為に、また特技・資格を活かして地域に貢献してみませんか。

センターでは入会についての登録説明会を、毎月第1・第3月曜日に実施しています。お気軽に事務局までおたずねください。

◆登録説明会 11月4日（火）、17日（月）10時～11時30分

※（事前に申込みが必要です）

【お問い合わせ先】 (社)揖斐川町シルバー人材センター Tel 23・0907

**「必ずチェック 最低賃金！
使用者も 労働者も」**

岐阜労働局では、「岐阜県最低賃金」を10月19日から時間額696円とするよう改正しました。

「岐阜県最低賃金」は、雇用形態に関係なく、県内で働くすべての労働者に適用され（特定の産業に従事する労働者には特定最低賃金が適用されます）、ボーナス、割増賃金、精進手当、通勤手当及び家族手当は対象となりません。

詳しくは、岐阜労働局労働基準部賃金室（Tel 058・245・8104）または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

**「揖斐川ふるさと基金」に
ご協力を！**

まちづくり、あなたの想いを一緒に…「ふるさと揖斐川町に貢献したい！」

「揖斐川町に住む人たちのために何か協力したい」「揖斐川町の出身ではないけれど、応援したい！」という皆さんのために、平成20年度から「ふるさと納税制度」が導入されました。

この制度は、地方公共団体に対して寄附を行った場合、5000円を超える金額について、個人住民税の概ね1割を限度として、所得税と合わせて全額を控除する仕組みです。

揖斐川町では、1千万円を拠出して「揖斐川ふるさと基金」を創設しました。

この基金は応援していただける皆さんからのご寄附を積み立てて、一緒にまちづくりを進めるために、新たに創設しました。

広報いびがわのあたたかい善意のコーナーでは、揖斐川ふるさと基金にご協力いただいた皆さんを、紹介していきます。

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場政策広報課 Tel 22・2111

あたたかい善意

揖斐川町役場へ

9月21日（日）、五十川はぎ子教室より、チャリティーカラオケまつりで集まった募金を車椅子購入のためにいただきました。

ありがとうございます。

**揖斐川ふるさと基金へ
(9月末現在)**

正村 千秋さん
小寺 員馬さん

皆さん、ありがとうございます。



藤橋の湯 いい湯便り

おかげさまで来場者20万人を達成！

9月23日(火)、オープンから約1年半で、来場者20万人を達成しました。記念すべき20万人目の来場者は、大垣市在住の宮代明^{みやしろあきら}さんです。当日は青空の下、いび川温泉の玄関前で、記念セレモニーが行われ、宮代さんへは記念品として『味のいび米10キログラム』と『温泉の素、回数券、タオルなどの詰め合わせ』が贈られました。宮代さんは、「きれいで清掃が行き届いている施設であること、お湯が良いことから月に2回以上は必ず来場しています。」と話されました。今回もご夫婦で来場されたところ記念来場者になりました。

昨年4月のオープン以来多くのお客様にご来場いただき心より感謝しております。今後もよりいっそうお客様に満足していただける「安らぎの時間と空間」を提供できるよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。



▲写真左から3番目が宮代さん

【いび川温泉藤橋の湯 11月の休館日】

11月 6日(木)・11月13日(木)・11月20日(木)・11月27日(木)
 ※11月17日から19日までの3日間、施設メンテナンスのため臨時休館とさせていただきます。皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

いび川温泉 藤橋の湯 電話52-1126

いびがわ 特産品シリーズ

ゲンノショウコ (フウロソウ科)

民間薬の中でゲンノショウコが一番の人気者です。名前のように飲めば「現の証拠」に効き目がありますから、信頼も抜群といえます。ゲンノショウコは各地に自生していますが、岐阜県を境に西の地域では赤色の花が咲き、東の地域では白色の花です。揖斐川町は白色花が多いですが、赤色花のゲンノショウコも見かけます。どちらも効能は同じです。薬用には地上部を使いますから、成分の一番多く含まれる花期に採取します。採取したら一握り宛縛って軒先に吊して乾燥させます。初めから刻んでおきむしろ等にて乾燥もさせます。保存し何時でも利用できるので便利です。江戸時代の本草学者である貝原益軒はゲンノショウコには下痢止めの効き目があり、しかも無毒であると彼の著書である『大和本草(ヤマトボヅリ)』に書いています。ゲンノショウコの主な薬効成分はタンニン(ゲラニイン)とフラボン類です。下痢止めの効果を発揮させるには良く煎じねばなりません。タンニン類は金属と結合するので、煎じる容器は土瓶などが良いです。一掴みの刻んだゲンノショウコを土瓶に入れて水を半リットルほど入れて煎じ、全量が半分まで煮詰めてから布で濾し一日三回食後に飲みます。下痢の他、食あたり、慢性の胃腸病、便秘などにも効き目があり、なお免疫力増強作用もあります。

(岐阜薬科大学名誉教授 水野瑞夫)

